

環境林づくり協定書

〇〇市町（以下「甲」という。）、森林所有者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び認定林業事業体〇〇〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）は、人々の暮らしを支える大切な森林を守りより良い姿で後世に残していく「環境林づくり」のために、次の条項により協定を締結します。

（目的）

第1条 この協定は、環境林における森林環境創造事業等（以下「事業」という。）により整備する森林について、環境林としての公益的機能を将来にわたり高度に発揮させるため、その取り扱いを定めることを目的とします。

（対象とする森林）

第2条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）の位置及び面積は、下記のとおりです。

森林の所在地	林班	準林班	小班	枝班	樹種	林齢	面積 (ha)	備考

備考：林齢は、森林簿の林齢とする。

（環境林整備計画に基づく適正な管理）

第3条 乙は、対象森林について、環境林整備計画に基づく平成43年度までの森林管理業務を甲に委託するものとします。

2 甲は、対象森林について、前項の委託契約に基づき適正に森林管理業務を遂行するものとします。

（管理委託終了後の森林の取り扱い）

第4条 乙は、前条に規定する管理委託終了後は、対象森林を多様な針広混交林又は広葉樹林として維持していくものとします。

2 乙は、前条に規定する管理委託終了後は、対象森林の広葉樹は皆伐しないものとします。

（助言等の協力）

第5条 甲は、前条に規定する森林の取り扱いについて、必要に応じ、乙及び丙に対する助言及び情報の提供並びに関係者等との連絡調整に努めるものとします。

(協定の承継等)

第6条 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの協定を承継させなければなりません。

2 乙は、対象森林の権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければなりません。

3 丙は、組織の解散など事業執行が困難となる場合には、この協定を乙の同意のもと、他の認定林業事業体へ承継しなければなりません。

(協定の効力発生時期)

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとします。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとします。

この協定締結の証として協定書を3通作成し、各当事者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有します。

平成 年 月 日

甲 市町長

乙 森林所有者

丙 認定林業事業体